

相続預金手続き

ケース別 必要書類&注意点

第4回の
ケース

八木 正宣 税理士法人 SBL 代表社員・税理士・行政書士・CFP®
会計事務所等での勤務を経て平成16年税理士事務所開設。企業支援と相続関連業務に強み。

遺言執行者からの相続預金の払戻依頼時に
準備いただく書類と注意点は?

遺

言書が遺されているケースにおいて、「遺言執行者」がいる場合とない場合では、相続預金の払戻し手続きは大きく変わってきます。

遺言執行者は遺言書の執行手続きにおいて大きな権限を有しています。相続人が複数人いる場合、書類への署名押印などが煩雑になりがちですが、遺言執行者がいれば、遺言執行者のみで手続きを進めることが可能になります。

なお、遺言執行者が相続預金の払戻しを行う場合には、遺言執行者名義の預金口座への入金を求めることが少なくありません。そのときには、遺言の内容に従って、遺言執行者の預金口座から各相続人・受遺者の預金口座に支払われます。

遺言執行者を定める方法は大きく2つあります。

①「遺言書による指定」の場合の確認事項

遺言として一般的に利用されているのが「自筆証書遺言」「公正証書遺言」の2つの方式ですが、どちらの様式であっても、遺言執行者の指定は可能です。遺言執行者の対象は、未成年者や破産者を除いては特に制限されていません。遺言書における遺言執行者指定の記載例はサンプルに示してあります。

遺言者は、自由に遺言執行者を決めることができます。一般には弁護士などの専門職や遺言信託を取り扱う金融機関、親族が指定されることが多いです。

なお前回までに解説したように、保管制度を利用していない自筆証書遺言は、遺言書の様式を満たしているかについて、家庭裁判所の検認を受けることとなります。

公正証書遺言および保管制度を利用した自筆証書遺言については、検認手続きは不要となります。

来店者が遺言執行者であるかの確認が必要に

②「家庭裁判所による選任」の場合の確認事項

遺言書に遺言執行者の指定がなかったり、遺言執行者がすでに亡くなっているという場合には、相続人・受遺者や債権者などの利害関係人から、家庭裁判所へ遺言執行者の選任について申立てをすることが出来ます。

家庭裁判所によって遺言執行者が選任された場合には、「遺言執行者選任審判書」の謄本(サンプル)をもって事実を確認することになります。審判書に審判が確定した旨の記載がない場合には、

「確定証明書」をもって審判確定の確認をしましょう。

③ 共通の確認事項

自店窓口への来店者が「遺言書または審判書に記載されている遺言執行者かどうか」を、遺言執行者の実印および印鑑証明書等によって確認します。前述のとおり、遺言書または審判書に記載されている権限の範囲内で、遺言執行者は相続預金の払戻し等の手続きを単独で行えます。したがって相続届のような一定の書類には、遺言執行者のみの署名押印があればよいこととなります。

合わせて、自店に存在する遺言者の取引を洗い出し、遺言書の記載内容と照合します。遺言書に記載されていない相続預金があった場合には、改めて遺産分割協議書の作成をもらうか、相続届により記載外の相続預金の承継者を決めてもらう必要があります。なお、記載外の財産についての承継者が定められている場合には、その承継者が記載外の相続預金を引き継ぐこととなります。

88

図表 遺言執行者へ相続預金を払い戻す場合の必要書類など



① 遺言書 (次のア・イ・ウのうちいずれか)

ア 公正証書遺言書

- 遺言書が公正証書にて作成されたことを公証人の署名押印で確認
- 証人2名が立会いのもと作成されているか、署名押印で確認
- 公正証書の正本 (遺言者に渡される原本) であるか確認
- 正本を紛失していたら、遺言書を作成した公証人役場で正本の再交付を受けてもらう

イ 自筆証書遺言書

- 本文・日付・氏名が自筆で書かれていることを確認 (貼付する財産目録は PC 等での作成でも OK)
- 家庭裁判所の検認済み証明書が付いているか確認

ウ 遺言書情報証明書 (自筆証書遺言の保管制度の場合)

- 遺言保管所にて発行されたことを確認

② 遺言執行者選任審判書謄本

- 家庭裁判所で遺言執行者が選任された場合に必要
- 審判確定の事実を、文言か「確定証明書」で確認

③ 遺言者の死亡の事実が確認できる戸籍謄本等

- 本籍地の市区町村役場にて取得してもらう (戸籍全部事項証明書だと1通450円～、除籍謄本は750円～)

❗「被相続人の本籍地がわからない…」というお客様には、市区町村役場で本籍地入りの住民票を発行してもらい、その本籍地を参照してもらう

- 郵送でも取得可能 (発行手数料は、郵便局の定額小為替で支払う)

④ 相続届

- 遺言執行者が記入、実印を押印したことを確認
- ❗預金残高欄はトラブル防止のため金融機関側で記入する取扱いもある

⑤ 遺言執行者の印鑑証明書

- 住所地の市区町村役場等にて取得してもらう (1通300円～)
- マイナンバーカードを用いてコンビニで発行できる自治体もある

⑥ 相続預金口座の通帳・キャッシュカード

- 相続預金の名義変更により遺言の執行がされる場合には、別途その承継者の印鑑届等の確認が必要

▼遺言執行者の指定のある遺言書のサンプル

遺言書

1条 遺言者は、その所有する次の財産を妻花子に相続させる。
一、おきなほ信用金庫 普天間支店に所在する下記預金
普通預金 口座番号 13579
定期預金 口座番号 97531

～割愛～

3条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として次の者を指定する。
遺言者は、遺言執行者に対し預貯金の名義変更、払い戻し、解約その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権限を与える。
沖縄県宜野湾市普天間8丁目88
遺言執行者 古志 勉

～中略～

▼遺言執行者選任審判書謄本のサンプル

令和3年(家)第12321号
審判
～割愛～

上記申立人からの遺言執行者選任申立事件について、当裁判所はその申立を相当と認め、次のとおり審判する。

主 文

遺言者 近代 太郎 (令和3年3月3日死亡) の遺言につき、その執行者として下記の者を選任する。
住 所 沖縄県宜野湾市普天間8丁目88
遺言執行者 古志 勉

令和3年7月7日
那覇家庭裁判所
家事審判官 永野メイ ㊟

以上は謄本である
同日同庁裁判所書記官 葛西 祥明 ㊟